

平成31年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書（都道府県分）

都道府県名

京都府

事業名	少子化対策条例の理念に基づきオール京都体制で取り組む少子化対策事業		所要見込額 ※(注)1	11,720 千円
実施期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日			
地域の実情と課題 (これまでの都道府県における少子化対策の取組全体及びその効果検証等から浮かび上がった地域の実情と課題について記述)※(注)2	<p>京都府では、平成25年11月「京都府少子化対策総合戦略会議」を設置。総合的かつ抜本的な少子化対策の検討を開始。併せて、平成26年、府内市町村の合計特殊出生率と少子化要因に関する社会指標との相関関係の分析や、45歳未満の男女を対象とした府民意識調査を実施した。その結果、未婚化・晩婚化が全国トップレベル（男性第3位、女性第2位）にある一方で、未婚者の約85%に結婚の意向があることが判明し、結婚できる条件や環境整備が求められていることがうかがえる。また、有配偶者の予定子ども数は男性2.0人、女性2.1人であるが、理想の子ども数は男性2.4人、女性2.5人であり、府民のもっと子どもを持ちたいという希望を叶える環境整備が必要となっている。さらに、同戦略会議において、できるだけ若い世代から人生設計について考える機会の提供や妊娠・出産についての正しい知識の涵養が必要との意見が寄せられた。</p>			
都道府県における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け※(注)3	<p>上記課題に対応するため、平成27年10月府の結婚支援の総合拠点として「きょうと婚活応援センター」を設立。平成28年4月に「京都府少子化対策条例」を施行し、条例に基づき平成29年4月から3年間の少子化対策基本計画を策定。さらに、平成28年8月、子育て支援活動の拠点「きょうと子育てピアサポートセンター」を設立し、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない総合的な少子化対策を推進している。</p> <p>結婚支援については、京都府少子化対策基本計画に基づき、「きょうと婚活応援センター」を拠点に、団体や企業等との連携の下、結婚を希望する人を応援する活動を支援するとともに、経済的支援により、結婚の希望が叶う施策を展開している。</p> <p><京都府少子化対策条例> 第2章第1節「結婚の支援に関する施策」 <少子化対策基本計画（条例第11条）>（計画期間：平成29年4月～平成32年3月） I 結婚の支援 (1) 若い世代が結婚について考える意識や機運の醸成 (2) 結婚支援と連携した若者の地域への定着の推進 (3) 地域等における婚活支援活動の充実 (4) きょうと婚活応援センターの機能強化 (5) 結婚時における経済的支援等の検討</p>			
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標※(注)4	<p><少子化対策基本計画> 出生数：22,000人（平成31年） [平成27年：19,644人] 平均初婚年齢：夫30.8、妻29.1歳（平成31年） [平成27年：夫31.3歳、妻29.7歳] 出生数全体に占める第3子以降の割合：16.5%（平成31年） [平成27年 15.8%]</p>			
参考指標 ※(注)5	<p>※平成29年度婚姻数、婚姻率、出生数、出生率等 婚姻数;11,875件、婚姻率;4.7、出生数;18,521人、合計特殊出生率;1.31</p>			
事業内容	1 優良事例の横展開支援事業	所要見込額	11,720 千円	
	(1) 結婚に対する取組	所要見込額	11,720 千円	
	個別事業名	きょうと婚活応援センター事業費	所要見込額	11,720 千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	(2) 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組	所要見込額	0 千円	
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
2 結婚新生活支援事業	所要見込額	千円		

上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無 ※(注)6	無	「有」とした場合の事業名	
-----------------------------------------	---	--------------	--

(注)

- 1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。
- 2 「地域の実情と課題」には、これまでの都道府県における少子化対策の取組全体及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情と課題について記載すること。
- 3 「都道府県における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け」には、地域の実情及び課題を踏まえ、都道府県における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付けを記載すること。特に、本事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。
- 4 「少子化対策全体の重要業績評価指標 (KPI) 及び定量的成果目標」については、地域の実情及び課題を踏まえ設定した、都道府県の少子化対策全体の重要業績評価指標 (KPI) 及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各都道府県は少なくとも平成31年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施し、その結果を報告すること。
- 5 「参考指標」には、各都道府県の婚姻数、婚姻率、出生数、出生率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、毎年、その推移を報告すること。
- 6 「上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無」は、地域少子化対策重点推進交付金との重複を排除するためのチェック欄です。（「無」が前提となります）
- 7 適宜参考となる資料を添付すること。